

牧之原市暴力団排除条例の制定について

1 条例制定の背景と理由

最近の暴力団情勢においては、暴力団が組織実態を隠して市民生活や事業活動に介入し、積極的に活動資金を獲得することで、資金源の確保と組織の温存を図っているとされています。

静岡県内においても、暴力団員らによる覚せい剤の取引をはじめ、多種多様な手段を講じて資金を獲得する犯罪が後をたたず、これらが市民生活の身近な場所で発生しています。

このような情勢を背景に、安全で平穏な市民生活の実現に向け、暴力団を社会から排除する様々な取組が全国で行われはじめています。

静岡県でも平成23年8月に静岡県暴力団排除条例が施行されましたが、今後、地域社会で暴力団排除を進めていくためには、牧之原市としての暴力団排除の取組姿勢を明確にするとともに、静岡県暴力団排除条例と連携し、補完する市条例の制定が必要です。

牧之原市では、県の条例施行にあわせ、市の暴力団排除条例を制定し、暴力団排除の意思を明確に表明し、安全・安心な地域社会づくりを進めます。

2 条例制定の目的

この条例は、本市からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等（市民及び事業者をいう。）の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全かつ平穏な生活を確保し、及び本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とします。

3 条例の基本理念

暴力団の排除については、暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対し資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと、暴力団と交際しないことを基本として、市民等の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に向けて、市及び市民等が相互に連携及び協力して暴力団の排除を推進します。

4 条例の基本事項

(1) 市の役割

市の役割は、次のとおりとします。

- ア 市は、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進すること。
- イ 市は、暴力団の排除に関する施策の実施にあたっては、市民等、静岡県及び他の市町その他の関係団体等との連携及び協力に努めること。
- ウ 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、静岡県に提供すること。

(2) 市民等の役割

市民等の役割は、次のとおりとします。

- ア 市民は、暴力団の排除活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むとともに、市の暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めること。
- イ 事業者は、その行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、市の暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めること。
- ウ 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市及び警察署へその情報を提供するよう努めること。

(3) 市の事務及び事業における措置

市が行う公共工事その他の市の事務及び事業から暴力団の排除が行われるよう、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者について、契約の相手方及び市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとします。

(4) 広報及び啓発

市は、市民等が暴力団排除活動の重要性を理解することにより、暴力団排除活動の気運が醸成されるよう県及び警察署等と連携して広報及び啓発を行うものとします。

(5) 市民等に対する支援

市は、市民等が自らの役割を自主的に、かつ、安心して安全に実施していけるように、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。

(6) 青少年に対する教育等のための措置

市は、青少年が暴力団に加入せず、また、暴力団による犯罪の被害を受

けないようにするための教育が、学校等において、必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとします。

(7) 利益の供与の禁止

市民等は、暴力団員等に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならないものとします。

(8) 暴力団の威力を利用することの禁止

市民等は、暴力団の威力を利用してはならないものとします。

(9) 委任

この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定めることとします。